

ちば派遣村in東葛実行委員会主催

第15回労働・生活・健康なんでも相談会松戸会場、50件を超える相談、深刻な相談に思わず涙！

物流センターで「派遣で働いているが、社会保険に入れてくれず、給与は振込で毎月の給与明細は送ってくれない。事故を起こしたら休めといわれてそのまま」（Eさん、50代）との訴え、実は思いもよらなかった違法な業務請負でないかと思われる働き方でした。（裏面に続く）

新年あけましておめでとうございます。

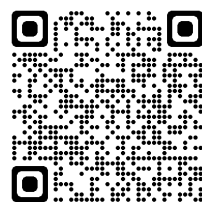


東葛の会代表土谷良樹（東葛病院医師）

昨年は、新型コロナウイルスの蔓延により、労働者にとって大変辛いことの多い一年だったものと思います。医療の現場も大変で、医療従事者自らが感染リスクに怯え、通常の病気の診療とコロナ患者の診療の両方を担うことでの仕事量増大に疲弊し、上がらない給与・賞与にガッカリするなど、残念なことが多かったです。そんな中でも、こういった感染症対策が自己責任ではなく、政治と行政が責任を負って対応する素地が生まれたことは、高く評価したい。医療も介護も自己責任としていた日本政府でしたが、コロナについては、新型コロナワクチン接種も、感染を疑ったときのPCR検査も、治療薬も、全て公費で賄われているのです。

また、日本はワクチン後進国という残念な評価を与えられてきました。ワクチンが医学進歩の結晶である「薬」というだけでなく「商品」として営利企業の独占的所有物となっている社会的状況が、この問題を深刻にしてきたのです。あらゆる病気の予防薬・治療薬は、新型コロナワクチンと同様に、どんな人の手にも同じように届くような医療制度に変えていきたいと、日々思っています。

さて、やってきた2022年は、新型コロナウイルスの感染状況に関わらず、働く人々にとって良い一年にするために、手に手をとって、前進していきましょう。



* 写真は2019年2月テレビ東京「残業2000時間..過労死寸前？医師たちの働き方改革」：ガイアの夜明けから、右のバーコードから見れます。

TOPICS: 東葛の会
Twitter リツイー
ト・いいね!



記事…

12/12 千葉駅東口いのちとくらしなんでも相談会 12月18日土13時～16時で電話相談会を併設、いのちとくらしを守る相談会実行委員会ちば主催

東葛地域12月23日木第15回労働・生活・健康なんでも相談会松戸駅西口で開催、電話相談紹介記事

12/18 こんな自公政治許せない、岸田総理はきちんと説明を！…12/18東京新聞森友訴訟終結「ふざけるな」記事…岸田総理は、いつ、どこで、誰が、何を、何故、どうしての事実を説明する責任があるのでは！

調べてみたら、これは偽装派遣では…（表から）

EさんはM社（大田区）に派遣社員として採用され、派遣先が東葛地域にある物流センター内P社で、ピッキング（物流倉庫で注文の品物を集める作業）が仕事だといいます。Eさんは派遣の仕事と思っていましたが、実は「倉庫スタッフ、勤務地千葉県N市（請負先）」（P社の募集広告）で「請負」とされているようです。



厚労省は「注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当」するとしています。出勤を管理され、仕事の指揮命令を受けているEさん、これは明らかに偽装請負では！



新型コロナで夫が死亡、税金などで 追い立てられる

事実婚で長らく日本人の夫と生活してきた中国国籍のEさんは「新型コロナで夫が死亡、自身もコロナ感染で失業、市から市民税ほか国保料などの滞納で早く払えと責め立てられている」との涙ながらの訴え。

会社勤めであった夫の葬儀の後、退職金、現金預金、お香典まで全部夫の弟さんに持ち去られ、途方に暮れて、友人を頼って松戸市に。

すぐに、共産党松戸市議団が松戸市や弁護士の協力を得て、Eさんの窮状を解決するため手を尽くしています。

*** 月間全労連に「地域の共同で続けてきた「なんでも相談会」の一翼を担って」記事を別刷で添付しました。**

12月10日柏労働基準監督署へ「労働行政への要請」をおこないました。

12月10日、新型コロナの影響で遅れていた柏労基署への「働く人びとが安心、安全に働ける労働法遵守の環境づくり」の要請と懇談をおこないました。東葛地域の三労連、千葉東葛ユニオン、東葛介護ユニオンの5団体による共同の要請です。

要請項目（主旨）は以下の通りです。

1. 労基法違反の相談は、申告同様に受け止め企業への調査、臨検をおこなうこと
2. 柏市など各市が実施している「仕事相談会」に、労基署も企業の労働法遵守のための企業啓発をおこなうこと。
3. ブラックバイト根絶と新規入職者として必要な労働基準に関する周知啓もうを管内の大学・高校でおこなうこと
4. 労災隠し及び労基法違反などで行政指導をおこなった企業名を公表すること。

要請では、○障害者福祉施設の「7時から10時、15時から19時のように休憩なしの一日2勤務、宿直は頻繁におきる介助作業に全くの残業代が払われない

（通達では頻繁に作業がある場合は残業と明示）事例」、○「野田市内トラック運送H社では、年休なし、過労死ラインを超える残業実態（2021/2月Tさん50H、Oさん74H）」、○介護職場の共通して「時間外、休日、深夜の割増賃金不払、新型コロナ下で増え続けるカスタマーハラスメントの実態」を紹介し、「労基署の職員不足はわかるが、これらは違法実態はほんの一例、労基法など労働法の違反がない社会づくりのために、真の「働き方改革をめざす」労働行政こそ必要」と訴えました。

労基署：○匿名で違反の申告できるので、活用してほしい。○労基法違反以外でも署内にある「総合労働相談センター」を活用して、○学校含む業者団体から要請（千葉労働局が窓口）があれば出向しているし出向していく、○業界団体ごと50社程度単位に法遵守の徹底を話しているなどを回答、

東葛の会金子政信事務局長から「先生が労基法知らない、教育現場での意識的教育が必要」であることを指摘、また懇談の機会を申し入れました。